

十九八	七八六	五四	三二	一	の成省〇					
償還期限	發行価格	振替単位	最低額面金額	發行方法	用振等項の適法	の法律及の根柢	發行の根柢	名稱及び記	省令第三十号	國債の發行等に關する告示
た平十額平す額の振 だ成錢面成るの記替 し二一金二。整載法 、十厘額十數又の 償五百百四十倍は規 還年円年に記定金録に 期が五月につき二十九 銀行二十日休業日日に に	平十額平す額の振 だ成錢面成るの記替 し二一金二。整載法 、十厘額十數又の 償五百百四十倍は規 還年円年に記定金録に 期が五月につき二十九 銀行二十日休業日日に に	千千額引日振の以律社 万万面受本替適下へ平 円円金け銀機用「振替 額行関を受けるものと で四千九百六十億九 よる借換えのための 額はよる最振る低替 も額口の面座と金簿	千千額引日振の以律社 万万面受本替適下へ平 円円金け銀機用「振替 額行関を受けるものと で四千九百六十億九 よる借換えのための 額はよる最振る低替 も額口の面座と金簿	特別年債第一法會計 、株式等の振替に關する 法律第十三年法律第七十五 社債第一法會計に關する 法律第二十三号	特別年債第一法會計 、株式等の振替に關する 法律第十三年法律第七十五 社債第一法會計に關する 法律第二十三号	社債第一法會計に關する 法律第二十三号	國庫短期財務証券（第二 一百八十四年五月二十六 月七日）とおり告示する。	第七条第三項の規定に基 づき、昭和五十七年大藏 大臣安住淳（第二百八十四 回）	二百号	二百号

十
三
二
一

払 場 元 償
込 所 金 還
期 支 金
日 払 額

平 日 額 償 当
成 本 面 還 た
二 銀 金 金 る
十 行 額 を と
四 百 支 き
年 円 払 は
五 に う 、
月 つ 。 そ
二 き の
十 百 翌 営
一 円 日
日 に